

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(第17回)・
ワーキンググループ(第15回)

1 日時 令和6年4月15日(月)15時00分～17時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、生貝構成員、石井構成員、江間構成員、越前構成員、奥村構成員、
クロサカ構成員、後藤構成員、澁谷構成員、増田構成員、水谷構成員、森構成員、
安野構成員、山口構成員、山本(健)構成員、山本(龍)構成員、脇浜構成員

(2) オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ
ティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人
デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信
事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブ
ルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一
般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟

(3) オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

(4) 総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室課長補佐、関沢情報流通振興課課長補佐

(5) ヒアリング関係者

株式会社野村総合研究所 齋藤氏

情報通信研究機構(NICT) 鳥澤氏

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課 柴田理事官

4 議事

- (1) 基本的な考え方等について
- (2) 構成員からのご発表
- (3) 関係者からのヒアリング
- (4) その他

【宍戸座長】 それでは、定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第17回会合、それからワーキンググループ第15回会合の合同会合を開催いたします。

本日も、御多忙のところ本会合に御出席いただき誠にありがとうございます。議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点御了承ください。

次に、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料17-1-1から参考資料17-2までの9点用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、田中構成員、曾我部構成員は御欠席予定、落合構成員は途中で御出席予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、まず、本日の議事について御説明を申し上げます。

まず、議事の1は、基本的な考え方として、事務局、それから株式会社野村総合研究所様から一通り御説明いただいた後に、質疑応答を含めた意見交換の時間を設けたいと思います。その後、議事の2は構成員からの御発表といたしまして、クロサカ構成員より御発表いただき、質疑応答の時間を設けたいと思っております。さらに、議事の3、関係者からのヒアリングといたしまして、オブザーバーである情報通信研究機構NICT様、それから警察庁様から御発表いただき、それぞれの御発表後に質疑の時間を設けさせていただきたいと思っております。最後に、議事4において総務省から御説明をいただくということを考えておりま

す。

本日も大変盛りだくさんでございますので、円滑な議事進行に、毎度のことでございますけれども、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入ります。

議事の1、基本的な考え方につきまして、デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本的な考え方と課題の案について、事務局及び株式会社野村総合研究所様より御説明いただきます。そして、今後のスケジュール案についても事務局より御説明いただきたいと思っております。

それでは、資料の17-1-1から17-1-4になりますか、御発表をお願いいたします。

【上原補佐】 事務局より御説明いたします。

資料17-1-1を御覧ください。

表紙めくって1ページ目、目次を御覧いただければ分かりますとおり、こちらの資料は「デジタル空間における情報流通の全体像（案）」、「デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本理念（案）」、「各ステークホルダーに期待される役割・責務（案）」、「デジタル空間における情報流通の健全性を巡る課題（案）」の4つのパートから成り立っております。

まず、2ページ目から4ページ目、「デジタル空間における情報流通の全体像（案）」、こちらは2月5日開催の第8回会合においてお示した資料8-3-3「デジタル空間における情報流通の全体像（案）」と、3月5日開催の第11回会合においてお示した資料11-1「デジタル空間における情報流通とデジタル広告エコシステムの全体像（イメージ）」、それぞれでビジュアル化を試みておりましたデジタル空間における情報の発信、伝送、受信という流れの全体像、それからその裏にあるデジタル広告に関するお金の流れの全体像、これらを、その後の本検討会における議論を踏まえまして、細かいところも含めてアップデートしたものになります。

具体的なアップデート箇所にはイエローハイライトを入れております。例えば3ページ目、情報流通の全体像に関して言いますと、ニュースとそれ以外のコンテンツを区別して考える必要があるのではないかという奥村構成員の御意見を踏まえまして、ニュースコンテンツの流れを青色矢印で、その他のコンテンツの流れを緑色矢印でそれぞれ表すようにしております。この区別が、各ステークホルダーの役割でありますとか課題に対する具体的な

方策を検討するに当たってどのように影響するかというところに関しまして、例えば情報伝送PFというものもニュースを扱うものとそれ以外に分けるべきではないかといった御意見もあったところかと存じますけれども、その辺り、全て一枚紙で表現し切るということについて技術的な限界もあるところでして、一旦全体像としては、この粒度で表現させていただきまして、今後、具体的な方策を検討いただく際に、この区別に関する御意見があったということについて御留意いただければと存じます。

次に、5ページ目から9ページ目、「デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本理念(案)」、こちらは前回第16回会合でお示しした資料16-3-1、こちら、8ページ目と9ページ目に再掲しておりますけれども、これを前回いただいた御意見を踏まえてアップデートしたのが6ページ目と7ページ目となっております。こちら、アップデート箇所にはイエローハイライトを入れております。

例えば「情報流通過程全体に共通する高次の基本理念」の項目として「法の支配」を挙げておりましたところ、こちら、もう少し明確になるように基本理念自体にも追記いたしましたけれども、こちらについて曾我部構成員より具体的な意味内容をお尋ねいただいたところかと思えます。こちらは、特定の国や地域における特定の文書の中の定義を参照したというよりも、例えば第6回の会合で石井構成員より御紹介いただいたOECDの「信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則」であったり、あるいは国内でいえばサイバーセキュリティ戦略であったり、そういったところで、例えば「実空間と同様にサイバー空間に対しても『ルールや規範』の適用を徹底」するということを指す概念として用いられていることを踏まえまして、また、国内では「法の支配」という概念について、民主主義や人権の関連と結合するものと説かれていることなどを踏まえまして、第8回会合でお示しした資料8-3-4に記載のとおり、「ルールに基づく民主的なガバナンスの確立」を目指す基本理念の項目例として、民主主義と一体的な概念として挙げさせていただいたものとなります。

また、「情報発信に関する基本理念」に関しまして、全ての発信に透明性が求められるわけではないのではないかと森構成員の御意見を踏まえまして、信頼できるコンテンツの持続可能な制作・発信の実現、そこに向けた活動の価値が評価される前提として、制作過程の透明性が確保されていることが挙げられる、という関係性が明確になるように位置づけを少し修正しております。

それから、10ページ目から21ページ目までの「各ステークホルダーに期待される役割・責務(案)」、17ページ目以降は参考資料ですので、実質11ページ目から16ページ

目までなんですけれども、こちらも、前回、第16回会合でお示しした資料16-3-2のアップデート版になります。

例によって、アップデート箇所にはイエローハイライトをしております。大きなところで言いますと、デジタル広告に関与する主体の役割についてアテンションエコノミーとの関係も含めて議論すべきではないかという落合構成委員の御意見を踏まえまして、従前「プラットフォーム事業者」とひとくくりにしていたんですけれども、14ページ目に「情報伝送PF」、15ページ目に「広告仲介PF」という形で2種類のプラットフォーム事業者、実際には兼ねていらっしゃる事業者もあるかと存じますけれども、いずれにしても、これらを分けて、それぞれの役割を明確に記載するようにしております。

この役割・責務に関しては、特に災害時には平時とは違ったものが各ステークホルダーに期待される場所であろうと思われまして、この点については、野村総合研究所様に整理いただいているところがございますので、御説明いただければと存じます。

野村総合研究所・齋藤様、よろしくお願いたします。

【野村総合研究所（齋藤様）】 野村総合研究所の齋藤です。では、私のほうから資料のほう投影させていただきまして、簡単に御説明させていただければと思います。

それでは、我々のほうから、災害時における偽誤情報を含めた真偽判別の難しい情報の伝播傾向というところと、そちらを踏まえた期待される各ステークホルダーの対応策というところを御紹介させていただければと思います。

まず、災害時における真偽判別の難しい情報の伝播プロセスと特徴傾向というところを、1ページ目で整理をしているといったところがございます。発生から伝搬・拡散、そして具体の影響発生、そして収束といったような大まかなプロセスをたどるといった中で、災害時においては、ここに整理しているような特徴が当てはまるといったところございまして、それを踏まえて、各ステークホルダーにどういった対応策が求められるのかといったところを1案として整理をしているといったところがございます。以降、それぞれについて簡単に御説明させていただければというところがございます。

まず、自然災害発生時における真偽判別の難しい情報の発生要因というところでありまして、本調査では、いわゆる災害流言というものに加えて、偽誤情報ですとかフェイクニュース、デマ等を含めて真偽判別の難しい情報として分析整理を実施したというところでありまして。

この発生要因として大きく2つあるというところでありまして、不安ですとか恐怖が高

まるといったところ、そして情報・コミュニケーションが不足するといったところ、この2つの要因が、特に大規模な自然災害発生時には高まるといったところでありまして、これが重なり合うことで真偽判別の難しい情報が生まれやすい環境というのが醸成されやすいといったところでありまして。

次に、信義判別の難しい情報の伝搬・拡散の傾向・特徴というところで、大きくは、まず善意による発信・拡散といったところと、悪意による偽情報（デマ）の発信・拡散というところが整理できるかと思っております。

まず、善意については、その中でもインフルエンサー、影響力の強い個人・団体等により発信拡散といったものが1つ挙げられるといったところでありまして、こちらは平時においても大きな影響力を持つというところは言われているところというところに認識をしておりますけれども、災害時においても、一般的にこのインフルエンサーと言われる存在というところが、各個人が属するようなコミュニティ間をブリッジするといったような影響力を持つといったところでありまして、こちらについては、災害時には大きな影響を持つというところが、関連研究ですとか有識者ヒアリングからも整理をされているというところがございます。その上で、一般のユーザーというのも災害時においては伝搬・拡散を担うといったところでありまして、既存の研究を踏まえると、ふだんあまり発信をしないようなユーザーが、さらにはフォロワー数が少ないような、いわゆる一般のユーザーという人が、フォローしていないユーザーからの情報を善意に基づいて支援をしたいといったような思いから発信を拡散していくといったところが災害時の特徴と言われているというところがございます。

さらには、詐欺ですとかインプレッション数等を目的に、悪意で偽情報が発信されるケースもあるといったところがありまして、御承知のとおり、国内だけでなく直近の能登半島地震の事例を見ても、海外から発信される事例というのも増えているというところがございます。

続いて、災害時というところで、時系列によって災害対応のフェーズというのは変化していくというところだと認識をしておりますけれども、真偽判別の難しい情報の内容というのも、時系列においてやや変化していくというところが、過去の事例を踏まえて整理できたというところがございます。

まず、有識者のヒアリングからも種々御指摘があったところでありまして、まず、やはり災害から24時間以内ぐらいというところの直後というところが真偽判別の難しい情

報というのが多く出回りやすいといったところで、特に1次被害ですとか2次被害に関する事例というものが多く見受けられるといったところでもあります。その後、24時間から1週間以内、さらに1週間ぐらいたっていくにつれて、災害対応ですとか、さらには被災地の生活に関する真偽判別の難しい情報事例というものが多く出回ってくるといったところでもあります。1か月以降ぐらいたってくると、そういった事例というのはあまり見られなくなってくるというところでもありますけれども、例えば東日本大震災における原発関連の事例というものは、先ほど申し上げた不安恐怖というものが長く続くというところがありましたので、時系列がたっても事例が見られたといったような特徴があるというところでもあります。

さらには、災害種別の傾向というところでもありますと、やはり地震に関する事例というものが多く、8割、9割ぐらいを占めているというところが我々の調査結果というところでもありますけれども、一方で水害ですとか噴火に関する事例というのも、過去には上がってきているといったところでもあります。ただ、水害ですとか噴火というものが、被害を一定程度地震よりも予見できる場合があるといったところでもありますので、事例としては拡散されにくいといったような側面も持つというところがございます。

続いて、真偽判別の難しい情報による影響と収束のパターンというところでもありますけれども、具体的影響というところで言いますと、被災者の実際の避難行動ですとか生活、さらには関連機関の対応コストを増大させるような社会的混乱が生じるというのが主な影響になっているといったところでもあります。例えば避難行動への影響ですとか、避難所の混乱対応コストが増えていくといったもの、さらには警察、自治体等の対応コストの増加等が言われているところでもあります。それがどのように打ち消し収束されていくかというところで言いますと、やはり行政機関ですとかマスメディア等によるリリース情報の確認と、それが発信拡散されることで収束していくというところが多いというところと、加えて、さらには一般のユーザーから事実情報が確認をされて、それが発信拡散されることで収束していくといったような事例も過去に実際に見られているといったところがございます。

ここまで簡単に御紹介させていただきましたけれども、それを踏まえて、災害時においてどのような対応が求められるのかといったところがございます。

左側に述べているのは、今申し上げた、それぞれの伝搬傾向のところから言えるというところを整理したといったところでありまして、それを踏まえて、平時と発生後でそれぞれ大きな対応としては求められるんじゃないかといったところを整理しております。

まず、平時については、事前の注意喚起ですとか啓発、プレキングと言えるものかなと思っておりますけども、によって真偽判別の難しい情報の発生、さらには伝搬・拡散を少なくする取組を進めていくということが大きく求められるのではないかと考えております。さらには、発生後というところでは、社会的影響ですとか混乱というのをいかに最小化できるかというところですので、そちらに向けて、発信・拡散されやすい情報の傾向・特徴というのを、過去の災害時を踏まえた上で対応を進めていくということが求められるのではないかと考えております。

この平時と発生後というところは、各ステークホルダーの重要な役割に応じた対応策が求められるんじゃないかというところがございますので、各ステークホルダーに応じての対応というところを1案として整理をさせていただいているというのが、次のページでございます。

具体の検討等は今後進められていくところだというふうに認識をしておりますけども、今回の調査の結果ですとか有識者のヒアリングを踏まえると、ここに挙げているような、災害時におけるステークホルダーというところの平時と災害発生時の対応が求められるのではないかと考えております。

こちら、簡単に御説明させていただきますと、まず、一般のユーザーで考えますと、やはり災害時における情報発信、受信に関するリテラシーを高めていくといったことが必要になるであろうといったところでありまして、災害発生時には、それを踏まえた情報発信と、さらには受信といったものが必要になってくるのではないかと考えております。

マスメディア以降、支援団体・企業・研究機関等まで記しておりますけども、こちらは平時からの連携を踏まえて、さらには災害時における連携強化というのが大きく求められるのではないかと考えております。マスメディアのところでは、過去の災害時における真偽判別の難しい情報事例というところの傾向ですとか特徴というのを積極的に報道発信していくといったところと、災害発生時には、やはり取材に基づいた事実の迅速・正確な報道・発信というものが特に求められるのではないかと考えております。

プラットフォーム事業者につきましては、やはり災害時を見据えた利用規約の策定といったところと、研究者等へのデータ提供によって、災害時におけるリスクの評価ですとか軽減措置の検討、支援・サービスの開発・提供を連携してできるような仕組みづくりというのが求められるのではないかと考えております。

それを踏まえて、災害発生時には利用規約にのっとった対応といったところ、さらには時系列の傾向を踏まえた協力・支援をしていくといったところと、さらには研究者等への具体的なデータ提供によって、災害時における実際の影響の評価や対抗措置の提案、支援サービスの開発提供を連携してできるような仕組みづくりというのが求められるのではないかといたところでございます。

ファクトチェック団体・機関につきましては、リテラシー向上に向けたコンテンツの開発・協力をしていくということとともに、災害時におけるマスメディアやファクトチェック団体間のリソース共有等の災害対応の検討というのも必要になってくるんじゃないかといったところと、それを災害発生時には速やかに実行共有していくということが必要になってくるということが整理をさせていただいております。

行政機関につきましても、リテラシー向上に対する支援取組というところに加えて、偽誤情報への対応に向けた枠組み・連携強化といったところの枠組みづくりというのが平時からといったところ、さらには、災害発生時というところは、実際の打ち消しに関する役割を担うというところに加えて、各ステークホルダーとの連携・協力による迅速な対応、情報共有等が必要になってくるのではないかというふうに整理をしております。

さらに、支援団体・企業・研究機関等といったところで、プラットフォーム事業者等からのデータ収集・分析等によるリスクの評価や権限措置の検討というのを平時から進めていくといったこととともに、実際に災害発生時には、プラットフォーム事業者等からのデータの収集・分析等による影響評価ですとか、対抗措置の提案、支援・サービスの開発提供といったものが求められるのではないかといたところでございます。

ここまで駆け足になりましたけども、過去の災害発生時における事例というところと既存研究、有識者からの御意見を基に整理として進めさせていただいたというところがございます。

弊社からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【上原補佐】 齋藤様、ありがとうございました。

引き続き、事務局より資料17-1-1の残り、22ページ目以降の「デジタル空間における情報流通の健全性をめぐる課題（案）」について御説明いたします。

23ページ目は、第8回会合でお示しした資料8-3-3をベースに、その後の議論を踏まえてアップデートしたものになります。

例えば、発信側に配置している「発信力強化のためのガバナンスの在り方」という課題に

については、前回資料では伝統メディアのデジタル空間における発信力強化という位置づけでお示ししておったものですが、必ずしも伝統メディアに限られない、国・自治体を含めて、アテンションエコノミーの下で発信力を強化していく必要がある主体全体に係る課題ではないかという御意見を踏まえまして、縦に伸ばしております。

また、伝送部分につきまして、第8回会合での違法情報等対応連絡会様からのプレゼンや、それに引き続き質疑応答を踏まえまして、「安心かつ安全な情報伝送に関する知見や情報の共有の在り方」という課題を追加しております。

その上で、今後、ワーキンググループにおいて制度面を含む具体的な方策の在り方について御検討いただく必要があると思われるものについては、緑色の「WG」のマークを付しております。「WG」のマークがない課題については、引き続き本検討会において、制度面以外を含めた具体的な方策の在り方について御検討いただくということになるかと存じます。

特に、真ん中辺り、青色で四角囲みしている部分の課題につきましては、次の24ページ目でデジタル広告エコシステムとの関係に着目して詳細化しております。こちらは、3月に実施した広告関連事業者団体の皆様からのヒアリングと、それに引き続き質疑応答の結果を踏まえて整理したものになります。例えば左側、広告主や広告仲介プラットフォームに関わる課題として、偽・誤情報等のアテンションを獲得しやすいコンテンツや悪質なメディアへの広告掲載などに対する広告主経営層によるリスク管理やガバナンスの在り方といった課題、あるいは偽広告など違法・不当な広告への対応の在り方、広告やメディアの質の確保の在り方といった課題を挙げております。

最後、資料17-1-3を御覧ください。

こちら、ワーキンググループのほうで3月5日開催の第5回会合にて当時のスケジュール案をお示ししておったのですが、そちらを時点更新しております。こちら記載のとおり、本日4月15日の第17回会合の後、本検討会の次回会合は5月になりますけれども、それ以降、本日一案お示した課題案をベースに課題を整理いただき、また、前回は御説明差し上げたとおり、3月までに実施したプラットフォーム事業者からのヒアリングに関連して、ヒアリングの場では質問し切れなかった事項ということで、構成員の皆様からお預かりしております追加の御質問もごございますので、そちらへの御回答内容を踏まえて、ヒアリングの総括を行い、具体的な方策の検討へとつなげていただくことを想定しております。

事務局からは以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ただいまの御説明についての御指摘、御質問がありましたら、チャット欄で私にお知らせをいただきたいと思います。特に、今後のスケジュール案にありますとおり、ゴールデンウィーク後の5月から本検討会、親会ですね、それから特に制度面での検討が必要なものは、ワーキンググループにおきまして、それぞれ具体的方策について御議論を進めていただくこととなります。つきましては、構成員の皆様におかれましては、制度面も含めた具体的な方策の御議論に向けて、ゴールデンウィークを含め、しばらくの間はお休みを取りつつもと申しますか、これまでが頻繁過ぎたというところもございまして、少しくールダウンしていただきながら、その間の宿題として御検討をお願いできないかと思っております。この点、特にデジタル空間における情報流通の健全性に関する課題の案のほうでございまして、これは具体的な方策のための御議論の対象となるものと思っておりますので、その観点から御確認等をいただければと思います。また、デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本的な考え方のうち、17-1-1でございましてけれども、その全体像の案、基本理念の案、そして各ステークホルダーに期待される役割・責務につきましては、これまで数回議論を重ねてきましたので、基本的には大枠といいますか、大きな方向性については今回で一区切りにさせていただきたいと思っております。もちろん、今後の具体的な方策の議論をしていく中で、その全体像、基本理念、それから各ステークホルダーに期待される役割・責務のイメージは当然修正していくことになると思っておりますけれども、これらについて、今の時点で御発言があればいただきたいと思っております。

ということで、繰り返しになりますが、チャット欄で私に御発言の希望があればいただきたいと思っておりますが、いかがでございでしょうか。奥村構成員、お願いします。

【奥村構成員】 ありがとうございます。奥村でございます。詳細な検討ありがとうございます。

それから、ニュースと、それからほかのコンテンツを分けるということについても御配慮をいただいていたことにひどく感謝しております。

ただ、私としてはもう少し強い意見で、そちらの資料で言いますと、17-1-1の4ページ目になりますけれども、やはりコンテンツの生産者としてひとくくりにしてあるということになってはいますが、こちらの表、その前のページです。その前のページで示されているような、ニュースメディアも含めて、もしかしたら規制対象の主体として想定されているということを考えますと、やはりニュース部門とそうじゃないところというのはもう少し厳密に分けるような整理が何らかの形で必要になってくるのではないかと考えられます。そ

これは、要するにそうやって例示してあるものに関して、何かの規制の対象としての主体となることが考えられるからです。それが1点目。

もう一つは、そのページなんですけど、左から右への一方向の情報の流れではなくて、やはり対流のようなことが起きているということに関しては、やはり実態を示すという意味で何らかの形で表現していただきたいなと切に思うわけです。特に、発信された情報が、ニュースも含めてユーザーも引用して蒸し返して、どこかの時点で読み人知らずになり、そして部分的に曲解されということでもスインフォメーションが発生していくというような発生過程がある中でいうと、責任の所在がどんどん曖昧になっていく中で、それを何らかの規制がかけられるのかどうかというような可能性を考えるようなことをしなければならないと思います。こちらの会合で数か月の間にどこまでそれが達成できるか分からないにしても、やはりそのような課題というようなものは正確に共有していきたいと思うということでございます。

それから、恐らく平場でこういうふうに議論するワーキンググループというのがあまりこれから開かれないうらうということをお考えすると、少し僭越ではございますけれども、ちょっと思っていることを申し上げます。特に今日傍聴なさっているメディア関係者の方に申し上げたいことです。

ニュースは別の扱いにしてはならないのではないかと問題提起をしておりますけれども、なかなか分かってもらえているのかどうかというのは非常に自信がないところが現状です。ネット上の空間がこれだけ荒れているのでは、強い規制を考えなければというのは、ある意味仕方ないことだと思います。しかし、さらに僭越なことを申し上げますけれども、4月12日のワーキング会合で曾我部構成員がかなり踏み込んだ提起をなさっていると個人的には感じております。背景には専門的な深慮があると拝察いたしますけれども、少なくとも私のような素人には、情報流通の健全性という健全性の中身も曖昧な中で、言論の自由に国家の干渉は最小限抑制的であるべきだという従来の考え方の枠組みを改める必要があるという可能性があるかと私は理解しました。

報道機関の方は、今ネット空間での発信は本来業務ではないという整理なのかもしれませんが、そのうちネット空間でさらにニュースがたくさん流通するというのは必然であり、一律規制の網をかけられかねない可能性が積極的に議論されているということだと。そうすると、なぜ先週金曜日のワーキングでたくさんの方が傍聴していらっしやっただけなのに、どこのメディアも何のリアクションもしないのかと。私が認識しているこの週末

のリアクションはスローニュースだけです。もう少し、そのような形で声を上げていただかないと、恐らくこちらの構成員の方も動いていただけないと思います。検討会の構成員の矩を超えていることは重々承知しながら、失礼ながら一言申し上げました。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。奥村構成員がそうおっしゃっていただくというのは、私にとっては大切なことだと思っておりますし、私自身も、別の放送関係の検討会でそれに近いことを、傍聴されている放送メディアの方に申し上げたこともありますので、まさにマルチステークホルダーというか、開かれた公共の議論をするべき場として、そういっておっしゃっていただいたことは決して問題ないものと私は認識しております。

【宍戸座長】 それでは、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございました。御説明ありがとうございます。

私は資料17-1-1の、これは12ページですか、その役割論のところなんですけれども、こちらも全体的に適切にアップデートしていただいたと思うんですが、ちょっとさらっと見ていくと、私、割と早い段階から申し上げておりますように、プラ研からの引継ぎ事項である透明性に関するルールメイクが必要なのではないかというふうに申し上げておまして、ヒアリングを通じてさらにその確信を深めたところでございます。これは、ほかの構成員の皆様も同じではなかったかと、勝手には考えているところです。ですので、そういう趣旨なんですけれども、もしかしたらこの3番目の情報発信主体の1つとして、ガバナンス体制を確立なのかもしれませんが、これは発信力強化の話なのでちょっと違うのかなと思っております、一方で、4番目に違法な情報流通に対する法と証拠に基づく迅速かつ確実な対応、これは違法な情報なんです。違法でないかもしれず、あるいは違法かどうか分からないと。特に偽情報の場合は、それ自体では違法ということになっていないわけですけども、そういったところについてどのように透明性を確保していくかというところについてのルールメイクの必要があるというふうに思われますので、役割の中にそういったことも書いていただいたほうがいいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。さらに、御発言の希望はございますでしょうか。

では、この時間を利用して、落合構成員から事前に御発言の希望を承っているのですが、もしかすると間に合わないかもしれないということで、事前に御発言の内容を承っておりますが、落合構成員、直接できますか、今大丈夫ですか。

【落合構成員】 はい、すいません。ありがとうございます。失礼いたしました。ちょうど今アクセスができましたので。

【宍戸座長】 よかったです。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。

そうしましたら、急に恐縮でございますが、私のほうから2点ほどコメントさせていただきたいと思っております。

1点が、やはり、先般、福岡銀行に関する取付け騒ぎについての偽誤情報であったりですとか、また能登半島地震における携帯基地局の修理車両が新車両として偽誤情報として拡散したような事例もございました。こういった中で、重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画に基づいて指定されている重要インフラ事業者の重要インフラサービスであったりですとか、経済安全保障推進法における基幹インフラ役務について、既にほかの施策においても、一般的な事業者とは異なり、高度の対応が求められているというところと理解しております。

他方で、今回の偽情報、誤情報については、過去の会議でも指摘させていただいておりましたが、サイバーセキュリティないしサイバー攻撃に係るという部分もありますので、特に集中的に議論を行ったということも踏まえて、重要インフラサービスですとか基幹インフラ役務について、より高度な対策がなされるように取りまとめをして進めていただくということも重要ではないかというふうに考えております。

2点目といたしまして、今の議論につきましては、特に高度な役割を果たしている事業者に関するものでございましたが、産業界全般についても、デジタル広告主として経営層の意識改革であったりですとか、自らの会社に関する偽誤情報がいつ拡散されるか、どの会社が巻き込まれるリスクがあるのかについては、どの会社にとってもリスクが高まってきているとも思われます。こういった点も踏まえて、経団連ですとか、主要な経済団体との連携協力を進めていくことも重要ではないかと考えております。最終的には、企業のブランドの維持であったり、安定的な事業運営にも資する取組になるのではないかと考えます。

私のほうで事前にまず準備していた点、今の2点でございます。よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。大変丁寧にありがとうございます。

私のほうからは、こちらの役割・責務というところに関して、簡単に3点ほどなんですけ

れども、まず1つは、この中で、政府の役割というところで、こちら、ステークホルダーとの連携・協力というところ、先般でも議論になったところをありがとうございます。すごく細かいんですけども、ここのところ、規制能力というだけではなくて、モニタリング・規制能力とかにする方法もあるのではないかと。といいますのも、実際にハードなりソフトなり規制をするということと、そしてそのことと、過剰なモデレーションですとかそういうことが起こっているのかいないのかというふうにいったようなところを含めて、しっかりモニタリングをしていくことに結構ほかのステークホルダーの役割というのはあるのだろう。例えばデータにアクセスして正しく情報を把握する研究者の役割、あるいはそれを分析して発信するメディアの役割というふうにいったようなところ、これは必ずしももしかすると規制という行為だけに関わるものではない能力なのかなというふうに思ったところが、まず1点でございます。

それから2点目といたしまして、17ページのプラットフォームの責務のところでございます。このことについては、主に広告のことは次の広告仲介PFのところでも触れていただいているんですけども、やはり昨今、特に社会的にも議論になっているようなSNS上で流通する広告、それに対する審査ですというふうにいったようなものの役割というの、恐らく次のページの広告の仲介PFだけではなく、これはデジタルサービス法の規定なんかも含めてかなりそうですけれども、前者の情報仲介PFの役割として求められているというところが大きいかなというふうに思います。両方合わせてということでございますけれども、まさにその両面というのを14と15の間でも考えていく価値があるのだろうというのが2点目。

それから3点目として、先般も少し言及しましたけれども、特にニュース、ジャーナリズムの位置づけというのは、特に例えば欧州ですとメディア自由法の中の規定として、あれはまさにコンテンツモデレーション等の様々な要請というものがいろんな形で高まる中で、しっかりと信頼できる情報源というものを、ある種しっかりと守っていこうというふうにいったようなタイプの規定である。もちろん、区分を含めて様々な議論は必要なところだとは思いますが、まさにメディア自由法のような外国法というのも参照しながら、この点については議論していく価値があるんだろうなと思います。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、森先生、補足があるということをお願いいたします。

【森構成員】 すいません、ありがとうございます。簡潔に。

私、先ほどの補足なんですけども、そういうルールメイクのようなことも、政府自治体、12ページのところに記載されているんじゃないかと思imasので、今の生貝先生の話にちょっと出てきました、下から2番目の直接介入を回避しつつということなんですけれども、直接介入というのは何を意味しているかちょっとはつきりしないんですけども、過剰なのは駄目だと思うんですけども、直接介入のようなものをあらかじめカテゴリーとして外すということなく、過剰は駄目ですが、幅広く議論を行っていただきたいと思imas。それが、曾我部先生の御提案の御趣旨だったと思imasし、他方で今日の奥村構成員の御指摘にも、全く、私、共感するところなんですけども、要は政府がどのような責務をどの文脈で負っていて、場合によっては法律による介入も辞さないというスタンスは持っていることが必要ではないかと思imas。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。一通り御発言の御希望を伺いましたし、時間でございますので、簡単に私のほうから今後の作業について方向性をお示ししたいと思imas。

今回のデジタル空間における情報流通の健全性の確保という議論をしていく中で1つ見えてきたのは、言論ないし意見情報の市場と、現在のデジタル空間における経済的なエコシステム、インセンティブをそれぞれ事業者、プレーヤーが持っている構造の掛け合わせの中で、様々な問題が起きてきている。そこをどう正のスパイラルの方向に持っていくかという議論であったと思imas。

そうした中で、従来の意見情報の市場のプレーヤーとして考えてきた方とは違う方々、多様なステークホルダー、例えば落合先生おっしゃった、普通の企業の方々も実はその問題に関わっているといった御指摘もあったり、当然プラットフォーム事業者に求められる役割、責務といった問題についてもしっかり考えていかなければいけない。政府の役割・責務も変わってきているのかもしれないということがありましたけれども、この問題については、誤解といいますか、変な問題が起きないように、それぞれの主体の役割・責務について、もう少し議論の粒度というか具体化を、今森先生御指摘いただいたように図った上で、それを全体像として組み合わせたときに、こういう方向に持っていくべきでないか、あるいはこういう方向を目指すということを明確化していくという作業が、もう一段必要であると、私自身は今日お話を伺っていて感じたところです。今日の御指摘、あるいはこの後、もしお気づき

の点があれば、事務局ないし私にメール等でいただきたいと思いますし、御参加のオブザーバーの方々も、それぞれの当事者としてのお立場で、自らの役割・責務についておっしゃりたいこと、例えばこの場で御発言をされたいとか、この場に何らかペーパーという形で、これまでのヒアリングの補足をされたいと方は、事務局ないし私に御相談いただければと思います。今後、課題あるいは課題への対応を議論していくのと並行して、先ほど冒頭に私が申しあげました行ったり来たりをする中で、この全体像ないし役割を組み上げていく、精緻化していくという作業を進めたいと思います。以上のように進めさせていただけないかと思います。

事務局、今の点はよろしゅうございますでしょうか。

【上原補佐】 事務局でございます。座長の御指示承りました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、申し訳ございませんが、時間の関係で、次のアジェンダの2番目に移らさせていただきます。構成員からの御発表ということで、まさに今日の先ほどの前半の話につながるものと思っておりますけれども、クロサカ構成委員より資料17-2について御発表いただきます。よろしく願いいたします。

【落合構成員】 分かりました。どうも御説明いただきまして、ありがとうございます。

技術でできるところは技術により対応するという部分については、私も大変同感だと思っております。特に、この偽情報、誤情報の文脈では、コンテンツモデレーションに関するヒアリングなどのプラットフォームにしておりますが、この情報の流量というものが、人手によって技術を使わないで処理をしてはどうしても追いつかない部分があるという現実もあり、やはりどうしても技術を利用するというのを最大限考えざるを得ない状況にもあると思っております。

その中で、今回の技術に関する射程と制度との組合せについて御質問できればと思っております。基本的には、これは誰が情報を発信したかという主体の認証に関する技術ということだと思っております。そのほかの一般的な、例えば広告であったりですとかモデレーションなどの部分については、またそれはそれで、そのテーマに関する技術であったり、場合によっては制度によって解決しないといけないかと思っております。こういうイメージで合っているかどうかというところがまず1つです。

もう一つが、既存の団体であったり、そういうフレームワークも利用していくという御指摘もあったと思っております。その中で、新聞協会であったり、ほかの、例えば事業者団体

なども含まれていると思っております。一方で、先ほど奥村先生と議論されている中で、例えばフリーランスなどの方はどうするのかということで、これは多分、新しい団体であったりサービスのようなものが、その団体の代わりをできるようにするといいいということであると認識をいたしました。その場合に、もともとある団体のトラストの確保の仕方というのはかなり千差万別だとは思いますが、一定程度最低限こういうことはしてくださいということをお願いしておくとは思われます。それ以上のことを実施されているというのは、それは自主的な取組としてディスクローズされていけば評価されるかもしれないし、それ以上のことは実施しても、しなくてもいずれでも良く、商業サービスに近いような、先ほどのブログのようなサービスであれば、もしかすると最低限のリクワイヤメントだけ対応して、このOPを利用していくということもあるのかなと思いましたが、イメージとしては合っておりますでしょうか。以上2点でございます。

【宍戸座長】 クロサカ構成員、ワシントンD. C. からありがとうございます。それでは、ただいまの御発表に対しまして、御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思っております。いただきたいのですけれども、事務局のほうで、すいません、17-1-1をお示しいただけますか。ありがとうございます。これの23ページをお示してください。

OPのお話をいただいたわけですが、本日ここで検討している議論との関係で申しますと、この発信側のところの、真ん中の黄色い縦、発信情報の信頼性を得るためのコスト増への対応の在り方でありますとか、一番下の技術研究開発の在り方でありますとか、上の3段目の国際連携・協力の在り方に、このお話は関わるものと思っております。

また、もう一枚おめくりください。

一番下、広告掲載品質の確保のための良質なメディア（パブリッシャー）の真正性・信頼性の確保の在り方などにも関わるお話だということで、今回、クロサカ構成員に御発表をお願いしたところであります。

ということで、御質問、御意見10分程度いただければと思っておりますけれども、こういった具体的方策との関連についても、もちろん御発言いただいたり、クロサカ構成員、どう考えているのかと聞いていただいたりするとよろしいのかなと思っております。それでは、どこからでもということで、チャット欄に、私にお知らせいただきたいと思っておりますが、まず、奥村構成員、お願いします。

【奥村構成員】 ありがとうございます。非常に興味を持っていた分野ですので、ありが

とうございました。

OPを、多分発信者が責任を持って、その情報が誰だか分かるというようなことを認識させる技術だと認識しておりますが、ニュースの場合には、ニュースメディアだけじゃなくて、多くのフリーランスの方が有益な発信をなさっていますが、あまりプラットフォームはお持ちじゃなかったり、発信の仕方がいろいろなプラットフォームにまたがっていたりということで非常に複雑になっています。そうすると、そのような人たちがOPを持つためにどれぐらいの負担が個人的にかかるのか。もしくはそれにこぼれ落ちてしまう人はいるのか。それをこぼれ落ちてしまうような人を、新聞協会みたいな業界団体が何らかの形ですくい上げる必要があるというようなイメージをお持ちなのか、どういう形でそういう方の発信を守っていくかと。既存のメディアにすごく焦点が当たり、記者クラブやなんかの問題もあって、非常にフリーランスの方が活躍できるのも限定的な場面になっていますけれども、ネットはそれを多少開放したという部分があるので、そのような人たちには自由に活動してもらいたいというところでは、どのような運用が考えられるのかというイメージを教えてくださいましたらと思います。ありがとうございました。

【クロサカ構成員】 ありがとうございます。実はその点は、当初から、どのような理想を掲げるべきかということも内部でも議論しております。今も、正直言うと決着がついていない話ではありません。

ですので、私、事務局長という立場ではありつつ、あくまでも私見として聞いていただければと思いますが、まず、個人でOPを導入することができる、できないということ、技術的にはできると思います。ただ、そうすると、個人がその情報の信頼性ないしは真正性を確保担保する主体たり得るのかというようなことを、どのように第三者認証していくのかという問題が出てきます。非常にトートロジーにもなっていくますし、恐らく個人にもコストというよりも社会的な要件として高いハードルになってしまうだろうというふうに考えられます。ですので、現実的には、恐らく個人の方が発信するためのプラットフォーム、例えばブログであればブログサービス事業者の方々がOPを自分たちのエンドユーザーに対して提供するというようなことを表明いただけるとすると、これが一番現実的だろうなというふうに考えております。

一方、業界団体の方々が、個人に完全に門戸を開くことが可能かということ、恐らくこれは両方の問題があると思っています。1つは、これまでその組織として掲げてきていける要件ということに対して別枠を与えるというのは、これはOPに限らず、その組織が提供してい

るトラストということの別のルートをつくってしまう、別の価値をつくってしまうということになりますので、簡単ではなかろうということ。あともう一つは、恐らくジャーナリストの方なので、新聞協会や民放連が仮に門戸を開いたとしてもそこに入るのは自分はちょっと違うというような、発信する個人の側がそれを選びたいということもあると思います。

ですので、この辺り、どのように調和していくのかということは、正直申し上げるとまだ宿題として残っていますが、ただ、ここについて何らかの方策を考えていくということ自体は、このOP組合としては引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

【奥村構成員】 ありがとうございます。課題の認識が共有できたということで非常にありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 非常に興味深い技術の御説明、ありがとうございました。

私からは簡単に2点ほどお聞きできればと思います。

まず1点目は、先ほどプレゼンテーションの中で、技術には技術をという御説明あったかと思えますけれども、ワーキンググループでは制度面を含めた検討を深掘りしていくということになると認識して、取組を何うと、例えば透明性の取組ですとか、法制度には直結しないにしても、共同規制的な枠組みの可能性もあるとは思いますが、制度面に対する期待する何かがあるのかどうか、その辺りについてお聞きできればというのが1点目です。

それからもう1点は、非常に基本的な確認で恐縮ですが、補填の技術というのは、端末の種類が何であっても、ブラウザベースでの技術であるという認識でよろしいですか。

この2点です。お願いします。

【クロサカ構成員】 ありがとうございました。

まず1点目、これも私の私見になりますが、制度面への期待ということで先生にも言及いただいたとおり、恐らく、共同規制的なアプローチを具体化させていくときの技術的な方法として御検討いただくのがいいのではないかなというふうに思っております。OPそのものが何らか強い制度と一体化するというようなことは、恐らくOPを今つくっている、例えば新聞社の方々、メディア企業の方々も、必ずしも望んでいることではなかろうと、これは議論していても節々に感じるどころです。また、OPでなかったとしても、先ほどからの議論のとおり、そこを直ちに切り込んでいくということは、やはり慎重にならざるを得ないということだろうと思います。

ですので、この議論、この検討会の議論そのものでもありますけど、恐らく何らかの共同規制、この場合は根拠となる法律をどのように置くのか、定めるのかということと背中合わせであろうかと思えます。私の理解する共同規制というのは、何らかの法律に基づいて、それを業界であるとか何らかの秩序の枠組みの中で運用していくということですので、その実際の運用、執行とはあえて言いませんが、運用面でOPを使ったほうがより合理的、効率的だということがあるようであれば、そこが出番なのかなというふうに考えております。

あと2つ目、これは基本的にはブラウザベースの技術ですが、スマートフォンアプリというのも、実は多くの部分、ブラウザベンダーが提供しているツールキットを使っていることが多いです。アプリという形を取っていますが、実は裏側でサファリのレンダリングエンジンを使うみたいなことが多いわけです。ですので、ブラウザの標準を進めることでアプリの世界にもそれなりにリーチができる、影響力を持つことができるだろうというふうに考えております。

以上です。

【石井構成員】 ありがとうございます。よく分かりました、ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。越前構成員、お願いします。

【越前構成員】 越前でございます。大変興味深い重要な技術の御発表ありがとうございます。ありがとうございました。

御発表の中で、その技術で進めていてどうしようもない場合に、制度の力をかりるとするのは、完全に技術者として同意させていただきます。

その中で、技術という点でのポイントを1点御質問したいと思っております。技術の標準化と関連するのが知財戦略、パテントの戦略かなと思います。その点、技術研究組合における今回のOPの知財戦略についてお聞きしたいと思っております。具体的には、例えば国際標準等を目指すのであれば、パテントプール等を使って、例えば、パテントをプールの中に入れて込むわけですが、ただ、パテントプールをしたとしても、どこか分からない企業が、この特許は関連しているんだというふうに言ってくる可能性は十分あるというところがございます。恐らく、OPは技術的には関連する特許は非常に多いというふうに個人的には思いますので、場合によっては数百、数千の関連する特許が出てくるかもしれないというところについて少し懸念を持っております。その点の戦略をお聞きしたいということと、もしかすると、これはW3Cの標準を目指していらっしゃるというところで、そういったW3Cの特許方針等、何かしらの施策をお考えになっているかもしれません。ただ、その施策があっ

たとしても、そういった全然関係ない企業さんとかから特許侵害だというふうに言われる場合の対応等を含めて、そういったところの点について状況をお聞かせいただければと思います。

私からは以上でございます。

【クロサカ構成員】 ありがとうございます。御指摘の内容の性質上、あまり詳細は申し上げにくいところがありますし、また、必要に応じて個別のお話もさせていただければと思いますが、非常にざっくりした申し上げ方をしますと、いわゆるオープンクローズ戦略に近いのかなというふうに思っております。標準化を同時に進めているので、ある程度仲間づくりを含めて開示しなければいけない部分というのが出てくるところで、ここが先生おっしゃるとおりパテントプール、標準必須特許というところまではいかないと思いますが、恐らくそこで、ただ、FRAND宣言をされた方に云々みたいなことということをし少し射程に入れておかなければいけないだろうなというふうには考えております。

一方で、普及させるためにもできるだけオープンにしていかなければいけない部分もありますので、これはどの知財のどの部分をオープンにしていくのかということと、ビジネスモデルであるとか普及のモデルということをちょっと並べてみながら、都度都度判断していくということになるのかなというふうに思っております。

ちょっと中途半端で恐縮なんですけど、ひとまずこんなイメージだと思います。

【越前構成員】 ありがとうございます。よく理解できました。どうもありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、最後、落合構成員、お願いします。ちょっと時間が押しておりますので、よろしくお願いします。

【落合構成員】 分かりました。どうも御説明いただきまして、ありがとうございます。

技術でできる場所は技術により対応するという部分については、私も大変同感だと思っております。特に、この偽情報、誤情報の文脈では、コンテンツモデレーションに関するヒアリングなどのプラットフォームにしておりますが、この情報の流量というものが、人手によって技術を使わないで処理をすることはどうしても追いつかない部分があるという現実もあり、やはりどうしても技術を利用するというのを最大限考えざるを得ない状況にもあると思っております。

その中で、今回の技術に関する射程と制度との組合せについて御質問できればと思っております。基本的には、これは誰が情報を発信したかという主体の認証に関する技術という

ことだと思っております、そのほかの一般的な、例えば広告であったりですかモデレーションなどの部分については、またそれはそれで、そのテーマに関する技術であったり、場合によっては制度によって解決しないといけないかと思っております。こういうイメージで合っているかどうかというところがまず1つです。

もう一つが、既存の団体であったり、そういうフレームワークも利用していくという御指摘もあったと思っております。その中で、新聞協会であったり、ほかの、例えば事業者団体なども含まれていると思っております。一方で、先ほど奥村先生と議論されている中で、例えばフリーランスなどの方はどうするのかということで、これは多分、新しい団体であったりサービスのようなものが、その団体の代わりをできるようにするといいいということであると認識をいたしました。その場合に、もともとある団体のトラストの確保の仕方というのはかなり千差万別だとは思いますが、一定程度最低限こういうことはしてくださいということをお願いをしておくとは思われます。それ以上のことを実施されているというのは、それは自主的な取組としてディスクローズされていけば評価されるかもしれないし、それ以上のことは実施しても、しなくてもいずれでも良く、商業サービスに近いような、先ほどのブログのようなサービスであれば、もしかすると最低限のリクワイアメントだけ対応して、このOPを利用していくということもあるのかなと思いましたが、イメージとしては合っておりますでしょうか。以上2点でございます。

【クロサカ構成員】 ありがとうございます。

まず1点目ですが、基本的にはおっしゃっていただいたとおり、既にある技術を含めて、広告は広告、コンテンツモデレーションならそれというような形で、何らか連携をしていく必要があろうかと思っております。ただ、広告について申し上げますと、山口さんだけではなく長澤さんからも以前お話がありましたが、プライベートマーケットプレイス（PMP）が日本では遅れていて、この実現や拡大を進めていきたいという御意向が業界の中にもある。そのときに、PMPがまだちゃんとできていない以上、OPをかなりの部分フィーチャーしていただきながらつくることが場合によってはあり得るだろうと思っております。JICDAQさんと連携させていただいている部分も実はあるんですが、そういったことを議論させていただいているところもニュアンスとしてはあるかなというふうに思っております。

あとは、2つ目の御質問でございますけれども、こういった新しい団体であるとかにOPを使っただけのようにするか、そもそも誰にOPを使っただけと一番社会全体の

利益、公益に資するのかというようなことを、実はOPの中で今検討を進めておりまして、憲章起草委員会というものを立ち上げて、憲章をつくっています。これが間もなく公表できる段階に行くかなど。向こう一、二か月の間には、そこまでたどり着くというふうに思っておりますので、またちょっとそれが見えたところで何らか御紹介できればというふうに考えております。

以上でございます。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。ワシントンに行かれていますの、何となく今日の御説明聞いていてよく分かりました。どうもありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事の3に移らせていただきます。まず、NICT、鳥澤様より、資料17-3-1、御発表をお願いいたします。

【情報通信研究機構（鳥澤フェロー）】 オブザーバーのNICTの鳥澤と申します。よろしくをお願いいたします。

情報通信研究機構といいますのは、国の研究機関でありまして、私、そこでフェローしております自然言語処理AIの研究者であります。15年ほど前までは大学で教えておりましたけれども、2008年からNICTに勤務をいたしております。

本日の内容でございますけれども、能登半島地震におけるX上のデマ情報の分析をいたしましたので、簡単に御報告をさせていただきます。

それから2番目としまして、生成AIとフェイクニュース等のリスク及び対処策につきまして、ここ1年ほどつらつら考えていることをお話しさせていただければと思いますけれども、実は4月1日に月刊正論で「複数の『正義』で『悪』を無効化する」という記事を書かせていただきました。今日の資料も、去年の夏ぐらいからいろんなところで使っている資料でありまして、ひょっとすると御覧になられた方もおられるかもしれませんが、御容赦いただければというふうに思います。

まず、能登半島地震におけるX上のデマ情報の分析でございますけれども、我々、これまでD-SUMMと呼んでおります、AIでXの災害関係情報を分析するシステムというのを開発しておりまして、2016年から昨年度末まで試験公開をしておりました。このシステムでは、災害に関する報告、例えば火災が起きているとか今揺れたといったような投稿をXから自動抽出しまして、自治体等を指定しますと、そのエリアにおける災害に関する報告を自動抽出して、意味的に分類をしてカテゴリーごとにまとめまして提示するシステム

でございます。

これはスクリーンショットがついておりますけれども、所々に丸注というマークがついておるのがお分かりかと思うんですけれども、これはXの報告を抽出するわけですが、その報告と矛盾する投稿がある場合には、これはデマの可能性があると自動的注意喚起をするものであります。

2016年から公開しております、自治体の災害対策本部等でお使いいただきまして、中には、鉄橋の流出を鉄道会社より先にツイッターで見つけたといったような有効活用事例がございました。

今回の能登半島地震でございますけれども、今回は発災後24時間で、助けてください、この住所で生き埋めが発生していますといった救助カテゴリーの報告を詳しく分析してみました。能登半島地震後の24時間と、ちょっと前の熊本地震の本震後の24時間というのを比べてみますと、総報告数で言いますとほぼ同じレベルでありますけれども、救助カテゴリーの件数としては、能登半島のほうが倍近く多かったというような状況であります。ちょっとこれが何に起因するのかというのは、ここでは申し上げることは難しいんですが、そういった状況であります。先ほど、この丸注のマークでもってデマの可能性のあるものをアラートを出しているというお話を差し上げましたけれども、実際にツイート、投稿を見ますとどういう形になっているかといいますと、これはあくまでイメージなんですけれども、左側に被災報告を抽出した投稿、例えばここですと助けを求めています、挟まれて逃げられません。これこれの住所で子供もいます。こういった投稿があったときに、この報告と矛盾するかもしれない投稿ということで、珠洲市山田という存在しない住所で救助を求めるポストがある。デマかもしれないので気をつけよう、こういったような形で注意喚起をしている投稿があるわけですが、これを両論併記のような形で突き合わせることで、デマに踊らされないようにできるのではないかと、そういう意図で、我々はこのシステムを開発したわけですが。この矛盾の認識というのはそんなに優しくはありませんので、矛盾する投稿としてここに表示がされる書き込みはあるんですけども、実はデマではないと、そういったケースは確かにあるんですが、例えば熊本地震でライオンが逃げたとか、あるいは大阪で京セラドームの上にひびが入った、さらには豪雨でもって救急車のふりをした火事場泥棒がいる。そういったマスコミさんで取り上げられたような大きめのデマに関しては、ほぼすべてこのやり方で検知ができていたという状況でございます。

今回は、事後の調査になりますけれども、助けてください等の救助要請に関する投稿で、

D-SUMMが矛盾する投稿を検知したのに関しまして、我々、現場でデマか否かの判断はできないので、ここに挙げておりますAからDの基準でもってデマか否かを推定し集計をしました。

例えば、先ほどの例でもあったんですけども、今回の能登半島では存在しない住所で助けを求めていると、そういったような事例がかなりありました。あとは、問題の投稿をもっと深掘りしていったら、オリジナルの投稿を特定しますと、その後、無事助けていただきましたというようなフォローアップのメールでリーズナブルなものがあった場合には、これは恐らく事実であろうと推定する、さには、新聞等でデマ等として言及されているケースというのがありますので、それと突き合わせる、さらには、オリジナルの投稿アカウントが凍結されていると、こういったような基準でデマかどうかの推定を試みてみたいわけでありまして。

これが、能登半島、珠洲市、輪島市、七尾市、それから市町村までは特定できていないんですけども、石川県内というようなことで出た救出依頼のような投稿に関してチェックしたものですけれども、七尾市がひどくて、我々の判定ではほぼ全てがデマであると。さらに、珠洲市も3%ではありますけれども出ていると。熊本地震のケースと比べますと、我々の先ほどの手続で特定できたデマというのは、アカウントの凍結がその後分かったというのは1件だけでありまして、それに比べると、ここに挙げましたような非常に簡単な基準でもデマと推定できるものが極めて増えたのかなと思っております。

ただ、これ、実際には、日本語のツイートを全部分析しているわけでありませぬし、また、処理の都合上、重複している投稿等は削除しておりますので、皆さんがタイムラインで見ている肌感覚とは少しずれている可能性がありますし、そもそもこの数字というのは参考情報程度と御理解いただきただけだと思います。ただ、衝撃を我々受けたのは、D-SUMMは2016年から公開しているわけですけども、これまで正しい情報を投稿している、そういう書き込みをデマと決めつけるような、そういう矛盾した投稿というのは我々確認していなかったんですけども、今回はそういったものが確認されたということで、なかなか状況は悪化しているのかなという印象でございます。

実際、我々のこのD-SUMMの試験公開というのは昨年の末で停止したわけなんですけれども、この1つの理由としましては、代替のシステムとしまして防災チャットボットSOCDAというものを、LINEさんの協力の下、防災科研、ウェザーニュースさんと共同開発しまして、これは現在120自治体で商用利用されております。ただ、残念ながら能登半島でお使いの自治体はなかったようなのでありますけれども、こういうシステムがあり

ますので、そろそろ停止してもいいかなと考えたわけであります。

このシステムは、Xのような誰でも投稿できる情報から分析するのではなくて、あらかじめLINEで信頼が置ける方々を友達登録していただくわけです。いざ災害が起きると、このAIが、被災状況に関する質問を友達登録していただいたユーザさんに送って、回答してもらおうわけです。そさらには、避難所への誘導等の情報をプッシュで送ると。例えば、こういうシステムですと自治会のリーダー格の人とか、そういった方々に登録していただければ、かなり信頼のおける情報が網羅的に取れるのではないかなというふうに思っているところがございます。

能登半島に関するデマの話というのはここまでとさせていただきますけれども、生成AIとフェイクニュース等のリスクについて、続けてお話をさせていただければと思います。

実は我々、LLM、昨年から積極的につくっているところであります。いろんなサイズ、このパラメーターのサイズというのが、この大規模言語モデルの賢さの1つの指標になっているわけですが、OpenAIのGPT-3並みあるいはそれよりも大きいモデルというのを、学習データは小さいんですが、実際につくっていろいろ試している段階であります。ただ、ChatGPTが出現する以前は、フェイクニュースですとかヘイトスピーチ的な出力をするということで、極めてリスクが大きい技術だなというふうに思っておりまして、基礎研究にとどめてきたわけですが、ところが、ChatGPTが世の中に受け入れられたことで路線を変更しまして、そういったことを言っている場合ではないということで開発を進めたということです。

実は、皆さん、大規模言語モデル、生成AIをお使いの方というのは多いと思うんですけども、皆さんお使いのものというのは、恐らく厳重なガードレール、つまり問題のある出力が出ないようにいろいろ工夫がされているかと思うんですけども、我々開発者ですので、こういうガードレールのない大規模言語モデルの出力というのは、どういう問題含みのものが出てくるかというのを日々実感しているところがございます。ここに幾つか例を挙げさせていただいておりますが、これらは別に問題のない例でありますけれども、ファインチューニングとか強化学習、これは、すいません、専門的な話になってしまいますけれども、そういった工夫はしない素のモデルの出力ということになります。

これも、昨年辺りからいろんなところでお話しさせていただいているところなんですけど、今後、我々も、そう大してリソースがあるわけではないわけですが、このぐらいのものができということで、正体不明の方々が、恐らく正体不明の野良生成AIみたいなものをこれか

らたくさん作って悪用する可能性もあるのではないかと。当然のことながら、これも釈迦に説法ですが、偽情報ですとか、あるいはユーザ思考を支配される、洗脳される、それから新規のマルウェアをバリバリ生成AIがつくるといった悪用事例がたくさんでてくるだろうと。それ以外にも、今後、今我々が予想もつかないようないろんなリスクが出てくるというふうに思っています。

さらに、ChatGPTというのは2か月で1億人と直接対話したということなんですけれども、歴史上のいかなる人物も、2か月で1億人と対応するなんていうことはできなかったわけです。一人の人間が一生の間で1億人と対話するのも事実上不可能だと思うんですが、そういうわけで、生成AIというのは歴史上のいかなる大人物よりも影響力が大きくなる、そういう潜在的な能力があるんだろうと思っています。なので、悪用された場合には、本当に類例のないといいますか、未曾有のダメージがあり得るのではないかとというふうに考えております。

こうしたリスクへの対処策なんですけれども、いろんな生成AIが互いに議論を行うと。その結果を受けて人間が意思決定する、そういうある種の民主的AIの世界というのが考えられるのではないかとというふうに思っています、例えば不適切な情報はAIが互いに否定、批判することで排除できる可能性があるかと思ったり、例えば海外発の偽情報に対して国産のLLMで反論できる可能性もあるでしょうし、あと、副作用として、ユーザーとLLMとで議論することで、一時言われていましたけれども、みんな考えるのやめてばかになると、そういった状況は防げるのではないかなというふうに思っています。

ChatGPTをお使いの方は、ふだんから毎日のように議論をしているとおっしゃる方もおられるかもしれませんが、我々の大規模言語モデルでも、議論のようなことというのは一定程度できるということが分かっています、ここにお示ししたのは、電気自動車とハイブリッド車を比べて、どちらが地球温暖化の解決に貢献できるかといったようなテーマで議論をしたものであります。ちょっと時間が押しておりますので、詳細に立ち入ることはいたしませんけれども、割とかみ合った議論をして、なおかつ大規模言語モデル側からある種のアイデアが提供されるといったようなことがお分かりになるのではないかと思います。

次に、いろいろ我々のところでも、大規模言語モデルを悪用するとどういったことが起きるのかなということでもいろいろ試しております。今ここで出ておりますのは、大規模言語モデルにフェイクニュースを生成させてみた例ということになりますが、ある火山が噴火して、

救援が極めて困難だというタイトルの新聞記事を書けというようなことを言ってみますと、例えば救援が困難な理由が、火山灰が上空に滞留していて自衛隊のヘリも飛べないと、そういったようなところを搜索して出すといったようなことができているというわけでありませう。こういったものが、大規模言語モデルというのは計算機さえあれば幾らでも増やせますので、人力での対応が追いつかない量、規模でこういったものが流される、そういったリスクもあるのかなと思っております。例えば、数百万件の、こうしたデマが1日で流れるとか、そういったような状況になりますと、非常に困ったことになるのではないかと。

一方で、画像とか動画とかになりますと少し状況が変わるかもしれないんですけども、テキストレベルですと、大規模言語モデルの生成したテキストと、人間が書いたテキストとを識別することというのは極めて困難だと思っております。仮に人力で対応が追いつかない規模でフェイクニュースが流された場合には、本来でありますと、自動で大規模言語モデルの生成したフェイクニュースを削除するといったようなことはしたくなるわけなんですけれども、恐らく人間発のテキストも誤って削除しまうだろうというふうに考えています。そうすると、言論統制ということになりますので、そうした削除するアプローチはとれないのではないかと考えております。

今私どもが、これに対する対応策として考えておりますのは、フェイクニュースを削除できないとしても、言わば正義の味方の生成AIに反論を生成させてカウンターを当てるといったようなことができるのではないかと考えております。この反論も人間によって妥当性のチェックをするということは本来望ましいんですけども、攻撃の規模が大きいと、それではとてもではないが間に合わない、そういったような状況もあり得るのかなというふうに考えております。

これ、うちの大型言語モデルで実際に反論をつくってみた具体例でありますけれども、例えば厚労省はコロナワクチンで人口削減を狙っていると、こういったような主張の後に「この主張が間違っている理由は、」あるいは「この主張がフェイクである理由は」というようなテキストを付け加えまして大型言語モデルに投げますと、根拠付きの反論とでも呼べるようなテキストが実際に出力されます。この一番左上の反論、これはあまり説得力がないような気がするんですけども、国民の健康を守ることが厚労省の目的なので、そんなことするわけないというような話です。下から右に向かって矢印で示しているのは、の、まず最初の反論として、「厚労省はコロナワクチンの人口削減を狙っている、この主張がフェイクである理由は、厚労省は人口削減を狙っているという手法がフェイクであるのと同

じ理由です」と出力されましたので、その主張を受け入れて「厚労省は人口削減を狙っているという主張が間違っている理由は」というようなことを聞いてみますと、人口削減を狙うなら、ワクチンを接種させるよりも感染症を流行させたほうがはるかに効率的だからです、とか、あるいは、人口が減れば年金制度が破綻するので厚労省は困るでしょうと、そういったような反論が出てくると。我々の大規模言語モデル、まだまだ非力でありますので、今後さらに強力な大規模言語モデルがつくれれば、こういった仕方でフェイクニュースに対して反論すると。こういったことも、フェイクニュースに対する対応としては選択肢の1つになるのではないかなと、そんなふうに思っているわけであります。

こういったことををを考えていきますと、極端なケースですと、生成A I というのもまさしく安全保障問題にほかならないというふうに考えています。先ほども申し上げましたけれども、C h a t G P Tは2か月で1億人と直接対話したということで、歴史上のいかなる人物よりも影響力が大きくなる、そういう潜在能力があるというわけです。この背景には、A I というのは、人間と違って同じ作業を飽きることなく24時間幾らでも続けられますし、そもそもコピーが幾らでもできるような、ウイルスのような存在でもあるわけです。こういったことの帰結として、AIは、フェイクニュースに限りませんけれども、それが生成する不適切な情報の量で人間を簡単に圧倒できる、そういったことになりつつあるのかなと思っています。先ほど、技術に対向するには技術しかないというようなお話がありましたけれども、端的に申し上げますと、今後は悪のA Iに対抗できるのは正義のA Iだけというようなことになるのではないかなと思っています。この対抗手段の1つが、先ほど申し上げたような反論を生成してフェイクニュース等を無効化すると、そういったようなことなのではないかといったことです。

もう少しで終わりますけれども、こうやって安全保障問題として生成A Iを考えると、日本社会を守るためには、ダークサイドからフェイクニュース、誹謗中傷、詐欺、洗脳、いろんなものが流れてくるわけなんですけれども、ある種、正義のA Iが防御するしかありませんよねということです。

実は我々、開発者の業界で1つ大きな話題になっていますが、フリーな研究開発、あるいはフリーでモデル等つくったものを公開するというのが望ましいのか、あるいはクローズド、O p e n A Iなんかクローズなんですけれども、クローズドでやるのが望ましいのかという議論があります。私、個人的には、フリーな研究開発、これはまさにダークサイドへの技術移転にほかならないというふうに思っております、これよろしくないのではないか

なというふうに思っております。また、当然正義のA I というのも、意図どおりに完全にコントロールできるわけじゃありませんので、誤って日本社会を攻撃する、こういった状況もあり得るでしょうというわけで、一定の規制は必要だと、そういうふうには思うわけでありますけれども、ダークサイドというのは法規制は全く気にしませんので、増長すると。一方で、不適切な規制、過剰だったり後出しじゃんけんだったりというようなことがありますと、この正義のA I というのが萎縮してしまって社会を守れなくなるというようなことがあり得るのではないだろうか。この辺を危惧しているわけであります。

さらに、正義のA I といっても、正義の定義が一義に決まるわけもございませんので、やはり複数の正義を志向するA I、それぞれは時々間違っただけを言ったりすることになると思うんですけども、これらが互いにチェックをし、議論をしながらダークサイドのA I からの攻撃を防ぐと、こういったような仕組みが望ましいのではないかなというふうに考えておるわけであります。

雑駁なお話で大変恐縮ではありますが、私からは以上となります。

【宍戸座長】 鳥澤先生、ありがとうございます。学術会議のシンポジウムで鳥澤先生に、私、怒られたことをよく思い出しましたが、いいディスカッションだったと思いますし、今日はおいでいただいて非常に貴重なインプットをいただいたと思います。

他方、私の不手際で時間がなくなってしまっておりまして、御質問は構成員いっぱいあると思うんですが、1問だけ絞らせていただこうと思いますが、どなたかいかがでしょうか。勝手に私が指名してしまい申し訳ないんですけど、越前先生、何かありますか。

【越前構成員】 手短に、ありがとうございます。大変興味深い質問で、今後の正義のA I を使ったアイデアも非常に興味深く拝見させていただきました。

正義のA I についてですけども、これは、メディアに流れているコメントが対象な訳ですが、人間が書いたコメントもあるかもしれない。それに対して正義のA I が、これは違う、あれは違うということを行うことで倫理的な問題がないのかなというところですね。もしかすると、これは事前にA I が生成したもののか否かというところをA I が判断している前処理があるかもしれないという仮定で言うと、ユーザーに提示するのはこれがA I 製か否かというところで十分じゃないかというふうに思うんですけども、この正義のA I の想定する範囲、ここについて少しお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【情報通信研究機構（鳥澤フェロー）】 前段で、ここは怪しいよねというふうに判断するというのは当然ありかというふうに思っています。

ただ、この正義のAIが、この主張は間違っているとか怪しいとか、そういうことを決めつけるというのは、これはよろしくないかなと思ってまして、むしろこの主張の根拠は何であるのか、あるいは主張を敷衍していった先におかしなことが起きるんだけど、これはどう考えるのかと、こういったような形で反論していくのかなというふうに思っております。反論を受けましたら、間接的に否定されているように感じられる方もおられるかとは思いますが、反論を受けてさらなる反論を、もし人間が書いた情報に対してこのAIが反論した場合ですけれども、人間のほうからさらに反論をしていただくと。そういったことで、よりプロダクティブに正しい議論にたどり着けるのではないかと。これは保証はありませんが、そういったことを考えているわけでありまして。

【越前構成員】 ありがとうございます。場合によっては反論できなくて落ち込んだりとか、そういった方もいるかなと思うんですけども、そこら辺の倫理的な扱いというのは結構難しいのかなと思ったりしたんですが、そこら辺のお考えは。

【情報通信研究機構（鳥澤フェロー）】 ただ問答無用で削除するよりはいいのではないかと。

【越前構成員】 なるほど、分かりました。

情報通信研究機構（鳥澤フェロー）】 それ以外に選択肢があるのかと、ちょっと考えていた範囲では見つからないなという感じであります。

【越前構成員】 どうもありがとうございました。勉強になりました、ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

【情報通信研究機構（鳥澤フェロー）】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 越前先生、ありがとうございました。それから、鳥澤先生、引き続きこちらの検討会とも連携させていただければと思います。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

すいません、若干時間が押しておりますので、もしかすると5分ぐらい延長することになるかなと思いますが、よろしくをお願いいたします。

次のアジェンダでございます。続きまして、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第2課理事官、柴田様より御発表のほうをお願いいたします。

【警察庁（柴田理事官）】 警察庁組織犯罪対策第2課の理事官をしております柴田と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速ではございますが、資料を提示させていただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

それではまず、警察庁からは、御要望いただきましたSNS悪用した投資・ロマンス詐欺の被害発生状況等について、現状分かっている範囲ということではございますけれども、御説明をいたします。

まず、警察庁のほうにつきましては、昨年下半年から、SNS型の投資・ロマンス詐欺の被害が非常に多くなってきているのではないかと。この兆しをつかみまして、昨年下半年に初めて調査をいたしましたというところでございます。急ぎ調査を実施いたしましたので、なかなか限界があるところもございまして、構成員の皆様方に対して不十分と映ることもあるかもしれませんけれども、それはちょっと御容赦をいただければと思います。

今御覧いただいております分類が、警察庁から都道府県警察に対して調査をかけるときのそれぞれの定義とございますか、示しという形でございます。本日、この投資詐欺とロマンス詐欺、2本あるわけでございますけれども、時間の都合もございまして、検討会の御趣旨を踏まえまして、SNS上の広告からの入口があります投資詐欺について主に御説明をしていきたいと思っております。

こちらは、SNS型投資ロマンス詐欺の認知件数被害額になります。これは昨年1年分になります。

まず、グラフでありますけれども、折れ線グラフのほうが、これが認知件数になります。それから棒グラフが被害額であります。青色のものが投資詐欺に係るものでございます。

御覧いただいているとおり、昨年の後半からこの被害が、件数、被害額ともに非常に大きくなってきておりまして、投資詐欺につきましては、年間で認知件数が2,271件、被害額につきましては約278億円という形になってございます。こちらのロマンス詐欺も合わせますと、被害額ベースで見ますと、年間で450億を超える被害が発生しておりますけれども、こちらは特殊詐欺、現在の治安上の最重要課題の1つでありますけれども、特殊詐欺が年間で441億円の被害ということ踏まえても、非常に深刻な状況にあるということになってございます。

続きまして、SNS型投資詐欺の被害者の性別・年齢層でありますけれども、御覧いただくとおり、被害者につきましてはそれほど大きな差はありませんけれども、男性の被害がやや多いかなということ、それから年齢層につきましては、男性、女性ともに40代から60代の方が多くなってございます。この点も、高齢者が主な被害者となっている特殊詐欺

とは若干趣が変わっているというところがございます。

続きまして、被害額の分布でございます。おおむね件数で見ますと、500万円以下、一番左の柱になりますけれども、500万円以下の被害が多いということでもありますけれども、右側のほう、1億円を超える被害も年間で26件発生をしております。男女間で被害額の差というのは、大きな差というものは認められないということになっております。

続きまして、こちらが、SNS型投資詐欺に悪用された連絡ツールのうち、当初犯人側から被害者にコンタクトがあったサービスを示したのになります。左側が男性の被害、右側が女性の被害となっております。当初の接触ツールといたしましては、男性と女性で若干異なるところはありますけれども、やはりフェイスブック、インスタグラム、LINE、マッチングアプリと、こういった特定のサービスが悪用されている状況が目立っているというところがあるかと思えます。

続いて、先ほどの当初接触ツールを一番左に、縦に並べまして、その後どういった形でツールが使われているかというものを示したのになりますけれども、最初のコンタクトは様々なツールであったとしても、実際に欺罔行為、いわゆるだましの行為が実施される場所というのは、LINEのほうに移行をいたします。欺罔が行われた主な通信手段としては、LINEが約9割ということでもありますし、ここのLINE上でやり取りがなされ、被害者が犯人側に振り込みをしていくというようなパターンが主なものとなっております。

ここからはロマンス詐欺の関係でございますので、少し割愛をさせていただきますけれども、若干ここだけ、ロマンス詐欺につきましても、当初の接触ツールにつきましては、こちらはより傾向がちょっと顕著ということでもありますけれども、フェイスブック、インスタグラム、マッチングアプリ、この辺りが使用をされていることが多いという状況であります。

ロマン詐欺につきましても、当初の接触アプリからLINEに移行をして被害額が振り込まれると、このような流れがございます。

資料の、申し訳ございません、修正が1点ございまして、右下の枠に、交付形態は振り込みが8割以上というふうに書いてございますけれども、失礼いたしました、これは振り込みは約8割が正確でございますので、後ほど資料の修正についてはさせていただきたいと思えます。

こちらが、ロマンス詐欺の振り込みの名目ということです。こちらも最終的な結局投資名目になるものがほとんどというような状況でございます。

こちらは、SNS型投資詐欺の被害に遭うまでの流れをイメージとしてお示しをしてい

るものであります。今回は、広告から被害に遭うものということでお示しをしております。先ほど様々なアプリ、フェイスブック等々示しをさせていただきましたけども、大体この被害に遭うパターンとしては、こういった広告をタップするパターン、それから犯人側からのダイレクトメッセージを受けてLINEでのやり取りを開始するパターン、あるいは、直接犯人側からLINEのオープンチャットなどに招待を受けて入っていくパターンと、主にはこういったパターンが確認をされてございますけども、本日はこちらの広告をクリックするパターンの御紹介をさせていただきます。

まず、SNS上に表示をされたお金がもうかるというような広告が出てくる。これをタップをいたしますと、LINEのほうに誘導をされまして、犯人側と接触が始まります。そうしますと、犯人グループのほうは、まずはグループチャットのほうに勧誘をいたしまして、ここで被害者だけではなくて多くの投資仲間を称する者たち、多くはサクラでありますけれども、これらとやり取りを始めていくと。こういった中で、先生を信じていれば大丈夫ですとか、頑張ればすぐにもうかるということで、仲間意識も芽生えさせながら被害者の信頼を得ていくという状況でございます。その後、投資家やアシスタントを名のる者から振り込みの指示がございまして、これを実際に振り込みを行うということであります。

その際ですけれども、アプリなんかをダウンロードさせられまして、ここにあなたの投資した金額が今どうなっているか、為替相場、こういったものが表示されますよということで、そこに実際に被害者が振り込んだ金額が反映をされるような仕組みになっています。これも、もちろん犯人側の舞台装置の1つでありますけれども、こういったもので、当初は投資をした金額が利益が出たと。少しの利益について、実際に被害者が引き出せるのかというところ、疑心暗鬼になっている部分がまだ残っておるということであれば、犯人側はその部分について、被害者側の口座に被害金を振り込むと。実に偽金を振り込むということもしています。こうして、被害者のほうは実際に利益が出るんだなということで、だんだんとだまされていってしまうと。

その投資が進んでいきますと、画面上は、利益が多く出たというような表示になるわけですが、そろそろ確定させたいということで被害者のほうが申し出ると、高額な利益を出すための手数料がかかるとか、あるいは税金がかかる、こういったことで、何かにつけてお金をだまし取り、最終的には、被害者のほうが不審に思い始めると連絡が途絶えると。こういった流れが主なものとなってございます。

続いて、こちらにつきましては、SNS型投資詐欺の具体的被害事例ということでありま

すけども、まず1つ目の事例については、60代の女性が投資コンサルを自称する男性からモニター会員を募集している、絶対もうかるということでSNSで言われまして、指定された口座に複数回振り込みをして、計約1,400万円、だまし取られたという事例。それから2つ目の事例は、著名人を自称する者あるいはその助手を自称する者との間で、SNS上で投資グループに入った後に、そこで口座に複数回の振り込みを指示され、さらに増額を提案された後に、監督当局によって資金が差止められたなどといって出金ができなくなり、計約4,500万円の被害に遭った事例、こういった事例が実際に届出をされているところがあります。

このような状況を踏まえまして、警察における対応ということでこちらに記載をさせていただきますけれども、警察におきましては、国の警察庁それから都道府県警察ともに、被害の甚大さに鑑みまして体制を構築いたしまして、部門横断的な対策を進めているところであります。実態解明、それから捜査、被害予防の広報啓発といったところに、現在力を入れているところであります。

他方で、特に被害予防の観点からは、やはり先ほど来申し上げましたけども、SNSが舞台装置として悪用をされているということもございますので、SNS事業者の皆さんとの連携、これは非常に重要かというふうに考えています。警察におきましても、現在、このSNS事業者の皆さんと少しずつコンタクトを取っていろいろと協議をさせていたところでもありますけれども、例えば、偽広告への対策の強化でありますとか、犯罪利用が疑われるアカウントが発見された場合にはその停止措置、それだけではなくて、電話番号等でひもづけができるアカウントを止めていただいたり、関連が認められる新規アカウントの申請があればそれもとめていただくというようなことを警察としてもお願いをしていきたいというふうに考えておりますし、こちらの捜査のほうで判明した事項について、可能な部分については、事業者の皆さんに情報共有をさせていただきながら、ともに被害防止に努めていきたいと考えておるところであります。

最後に、一番下にSNS事業者の取組状況の開示ということを書いてございますけども、これはどういう趣旨かということを少し補足をいたしますと、先ほど警察の持っている情報についても事業者の皆さんに御提供させていただくという話をしましたけれども、その情報がどのように使われて、それが効果があったかなかったか、こういったところも、事業者の皆さんとラリーをさせていただいて、よりよい対策ができるようにやらせていただきたいと思います。現状、なかなか出せるものと出せないものがあるということを事業者の皆さんには

言われていますので、それは当然そうだと思うんですが、そういったところ、趣旨を鑑みていただいて、より実効的な対策につなげられるようなやり取りが、協議が進められればというふうに考えているところでございます。

大変雑駁で駆け足でございますけれども、警察庁からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。時間が押しておりますが、すいません、1問だけやり取りをさせていただきます。申し訳ありません。森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 申し訳ありませんが、お話をさせていただきます。クロサカ先生、ごめんなさい。御説明ありがとうございました。よく分かりました。

しかし、大変申し訳ないんですけども、特殊詐欺の440億を超えてきているというのは本当に尋常じゃないことだと思っていて、そんな中でSNS経由のこういった詐欺広告はどうしてなくなるんだろうと国民は思っていると思います。それは前澤さんの報道等があるから特にとということだと思えますけれども、その中で、SNSに対して要請をされているというお話だったんですが、要請をどのぐらいの温度感でされていて、また、その要請に対してSNSがどのように反応されているのかというようなことを、差し支えない範囲で教えていただけないかと思っています。これほどまでにSNS上で詐欺の、実行行為の一部と言ってもいいと思いますけれども、それを放置されている状況ですと、SNSの管理者自体が詐欺の共犯であるということで立件されてもおかしくないレベルに、既に到達しているのではないかと思うんですけども、警察庁さんの御理解として、SNS事業者の現時点での振る舞いに対してどのように考えておられるのかということをお教えいただきたいと思えますし、もし何か御対応されている上で、自分たちとしては、こういった法制度がないから踏み込んだ対応ができないのだということであれば、それをぜひともインプットしていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

【警察庁（柴田理事官）】 御諮問ありがとうございます。

まず、警察庁のほうで、SNS事業者とコンタクトを取り始めているもの、これは以前からコンタクトをとっているものと、それから最近取り始めたもの、いろいろいろいろございますけれども、いずれの事業者におきましても、被害の甚大さ、深刻さ、これについては認識をしているというふうに感じています。ただ、それぞれの事業体、企業の、アメリカに本社があるだとか、そういったことで動きがとりづらいだとか、そういったものはいろいろとお話は伺っておりますけれども、警察庁の温度感としては、そういった話ではなくて、連絡

がとりづらいのであれば、警察庁の協議の場でもオンラインでもつないでいただいて、しっかりと本社あるいは責任のある方とお話をさせていただきたいと、こういったことを申し受けているところであります。事業者の皆さんとしても考えているということはありませんけれども、スピード感については、まだちょっと各社によって差があるのかなというような印象を受けているところでございます。

それから、法制度につきましては、今我々のほうでこういったところを変えればいいんじゃない。事業者さんとの話の中で、事業者さんとして、こういったところが制度変われば、より対策が講じやすくなるといった御提案は、今のところ我々のほうでは受けてはおりません御回答になっておりますでしょうか。

以上でございます。

【森構成員】 ありがとうございます。この検討会のメインのテーマは偽情報、誤情報です。ですので、それは違法情報ではない表現の中の中に含まれたものについて、しかしながら、大きな問題性があるものについてどう対応するかということですので、様々な方向に配慮して、事業者さんとも相談をして進めていかなければならないわけですがけれども、他方で、投資詐欺、ロマンス詐欺というのは犯罪ですので、横行していますと。しかしながら、事業者さんによって態度が違いますというようなお話ですと、何となく国民の期待からは外れているのかなというふうに感じました。御説明ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。時間が押しているところ、申し訳ありません。警察庁様におかれましては貴重なインプットをいただきありがとうございました。こちらのデジタル空間情報流通健全性検討会でお話をいただきましたけれども、別途、総務省の利用環境課でやっている利用環境整備研究会のほうでも、不適正利用に関する検討は進めさせていただいているところです。森先生もそちらにお入りいただくようお願いしていると思いますけれども、そちら等も含めて、総務省と警察庁様との連携も引き続きお願いできればと思います。本日は貴重なインプットをいただきありがとうございました。

【警察庁（柴田理事官）】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 それから、クロサカ構成員、申し訳ありませんでした、時間の都合で。コメントをいただいております。それから水谷構成員からもコメントを、質問いただいておりますので、この点については、議事録に記載と同時に、御質問いただいている部分については、事務局を通じて警察庁様に御質問いただければと思います。落合構成員も、ありがとうございます。

それでは、申し訳ありません、もうちょっとだけお時間ください。議事の4、インターネット上の偽誤情報対策技術の開発実証について、総務省情報流通振興課様より簡潔に御説明いただけるということですので、資料17-4をお願いいたします。

【関沢補佐】 情報流通振興課でございます。令和5年度補正予算事業の概要とスケジュールにつきまして、御説明をさせていただきます。

1ページ目でございます。

インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発実証の概要ということでございまして、令和5年度補正予算を用いまして、生成AIに起因する偽・誤情報をはじめとしました、ネット上の偽・誤情報の流通リスクに対応するための対策技術の開発実証を実施してまいります。技術の開発実証に総額4.5億円程度を充てていく予定でございまして、事業の概要でございますけれども、1点目、生成AIにより生成された画像・映像を判別する技術の開発実証、2点目として情報コンテンツ発信者の実在性と信頼性を確保する技術の実証を行っていく予定でございます。

実証のスキームといたしまして、既に1次請負事業者、技術開発主体を取りまとめる管理団体として、ボストン・コンサルティング・グループ合同会社を採択しておりまして、4月下旬に2次請負者として技術を開発する主体を公募させていただきまして、必要な協力関係を実証参画主体と構築いただいた上で応募いただきまして、複数の開発主体を採択していく予定にしております。

2ページ目にスケジュールございまして、3月下旬に1次請負事業者、採択をしておりまして、4月の下旬に技術の開発主体を公募させていただきまして、5月から6月にかけて審査を経て、6月の上旬から開発主体を採択いたしまして、それ以降、年度内に技術の開発実証を実施していただくというようなスケジュールになってございます。

以上、御説明を終わります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。こちら、御報告ということになります。

それで、また私の不手際で時間が押してしまって申し訳ございません。事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載いたします。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。本日も議事盛りだくさんでございましたけれど

も、冒頭の基本的な考え方もそうですし、様々な御発表、最後警察庁様からの非常に貴重なSNSの投資詐欺の問題、ロマンス詐欺の問題も含めて、この検討会、公開の場でこういった議論ができるということは非常に重要なことだと、まさに表現、あるいは公共の議論の1つの場だと思っております。ただ、私の仕切りが悪くて、毎回毎回時間を超過してしまっ
て申し訳ございません。

以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第17回会合、ワーキンググループ第15回会合の合同会合を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。これにて閉会いたします。